

放課後子ども教室実施概要（令和7年度版）

1 目的

放課後や夏休みなどに、学校内で安全に、安心して過ごせる場所を提供するとともに、子どもたちの自主的な参加のもと、地域の方々の協力を得ながら遊びをはじめ、体験学習やスポーツ・文化活動などを通して子ども同士の交流や地域との交流を図る事業です。

2 名称 放課後子ども教室（にこにこすくーる）

3 実施日 月曜日から土曜日まで

除外日 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

学校の状況によりお休みとなる場合があります。

（入学式や卒業式、運動会、総合防災訓練、台風などの災害時 等）

4 実施時間

学校授業日：授業終業時から午後5時まで

学校休業日：午前9時から午後5時まで

別紙「放課後子ども教室（にこにこすくーる一覧）」の 印の施設は午後6時まで（土曜日は午後5時まで）です。

【朝時間利用について】

朝時間の受入れ制度を申請し承認された方は、荒川区立小学校の長期休業期間中（土曜日を除く）において、午前8時15分、午前8時30分から利用ができます。なお、申請には保護者の就労等の要件を満たす必要があります。詳細については、別紙「令和7年度にこにこすくーる朝時間・特別朝時間利用について」をご覧ください。

5 活動場所

校庭、体育館（アリーナ）、ランチルームなど

日によって活動場所が変更となります。当日の活動場所は、受付でお知らせします。

6 対象児童

荒川区立小学校に在籍する児童又は荒川区立小学校に在籍しない児童のうち荒川区立小学校の通学区域内に住所を有する児童（要登録）

学童クラブとは違い、保護者の就労等の要件はありません。（朝時間利用を除く）

7 活動内容（例）

遊び（プログラム）	スポーツ、ものづくり、音楽、アート、リクエストプログラムなど
学習	自習、読書、調べもの学習など
その他	季節の行事、夏祭り、発表会など

8 事業開始日（予定）

学年、申請状況により事業開始日が異なります。

新2～6年生・・・令和7年4月1日(火)から

新1年生・・・令和7年度荒川区立小学校入学式の翌日から

新1年生(朝時間利用者)・・・令和7年4月1日(火)から

9 登録手続き(朝時間利用については、別途申請が必要です。)

- ・「にこにこすくーる登録申請書」「にこにこすくーる登録申請時確認票」にスポーツ安全保険掛金800円/年間(予定)を添えてにこにこすくーる事務室にご提出ください。
- ・年度途中の申し込みについては、申し込み日によって利用開始日が異なります。
毎月10日までの申し込み・・・翌月1日からの利用
毎月25日までの申し込み・・・翌月16日からの利用
- ・登録は、登録した年度の末日(3月31日)まで有効です。

10 利用料(保護者負担)

活動中の事故に備えて保険料(年額800円)が登録時に必要になります。

その他、活動で材料費が必要な場合は、実費負担となります。

11 にこにこすくーる参加・帰宅方法

(1) 参加

- ・1、2年生は、「出席カード」を児童が持参し、参加します。(出席する日は、その都度、保護者の方が出席カードを記入・押印し、お子さんに持たせてください。忘れた場合や、保護者による記入・押印のない場合は、利用できません。)
- ・3年生以上は、にこにこすくーるで保管している参加カードを児童が提出し、参加します(参加については、家庭で毎日確認をしてください。)
- ・イベント等の場合には、事前に参加申込をしていただく場合があります(その都度、お知らせします。)

(2) 帰宅

- ・午後4時30分、5時(5時30分、6時)の帰宅時刻を設け、安全確保のため、見守り確認員が地域を見守り巡回します(自宅までの送迎をするものではありません)。上記以外の時刻に帰宅する場合は、原則保護者のお迎えが必要です。

参加児童の帰宅時刻は、毎日の参加時に、職員が把握します。

午後5時30分、6時の帰宅・巡回については午後6時まで開室する施設のみ3年生以上で集団での帰宅、保護者のお迎えによらない帰宅(一人帰り)を希望する場合はお問い合わせください。

- ・1、2年生は出席カードに、職員が確認印を押印して、自宅に持ち帰ります。
- ・3年生以上は、職員が帰宅時刻を確認してから、帰宅します。

(3) その他

- ・学校授業日は、家に帰ってからの参加はできません。
- ・学校休業日の参加は、以下のパターンでの参加となります。

午前のみ参加(弁当なし)	受付時間	午前9時～9時30分
終日(昼食は弁当持参の参加)	受付時間	午前9時～9時30分
午後のみ参加(弁当なし)	受付時間	午後1時～1時30分

長期休業期間中の朝時間利用の場合は、受付開始が午前8時30分～(特別朝時間の場合、午前8時15分～)となります。

12 事業の運営 区が委託する事業者が運営しています。

13 問合せ先 別紙「放課後子ども教室（にこにこすくーる）一覧」をご覧ください。